

各保育・教育施設設置者 様  
施設長・園長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

## 特定教育・保育施設等における事故報告書の様式変更について（通知）

日頃から、本市の教育・保育行政に御協力いただきありがとうございます。

特定教育・保育施設等において重大事故が発生した際には、施設等から各区へ事故報告書を提出いただいております。

このたび、本市における事故報告書の様式について修正しました。今後、事故報告書を作成する際には、新様式（令和5年度版）で作成をお願いいたします。

### 1 変更内容

これまで様式1、様式2、様式3を別のシートにしていたましたが、同じシートにまとめました。

### 2 事故報告書

下記ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/jikotaio/hoiku.html>

トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>子育て>事故防止と事故対応について>事故防止と事故対応について

### 3 事故報告書の提出を要するケース

(1) 死亡事故

(2) 重傷事故（治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病及び意識不明）

(3) 置き去り・行方不明等のケース

(4) 個人情報の紛失や流出、不審者の侵入があった・盗難のケース

(5) 異物混入（給食に異物が混入した場合）

(6) (1)(2)に該当しないが、こども青少年局・区役所・保育所のいずれかが報告を必要と判断した事故のケース

担当 横浜市こども青少年局保育・教育運営課  
運営・指導係 TEL: 045-671-3564